

参照：母子世帯の子どもに関する最終進学目標

子の進学目標 親の学歴	総数	中学校	高校	専修・ 各種学校	短大・高等 専門学校	大学・ 大学院	その他
総数	1,575	9	477	218	174	607	90
	100.0%	0.6%	30.3%	13.8%	11.0%	38.5%	5.7%
中学校	205	5	95	24	24	41	16
	100.0%	2.4%	46.3%	11.7%	11.7%	20.0%	7.8%
高校	760	2	299	100	89	231	39
	100.0%	0.3%	39.3%	13.2%	11.7%	30.4%	5.1%
専修・各種学校	214	2	37	48	14	97	16
	100.0%	0.9%	17.3%	22.4%	6.5%	45.3%	7.5%
短大・高専	261	0	38	38	43	130	12
	100.0%	—	14.6%	14.6%	16.5%	49.8%	4.6%
大学・大学院	110	0	3	6	2	96	3
	100.0%	—	2.7%	5.5%	1.8%	87.3%	2.7%
その他	25	0	5	2	2	12	4
	100.0%	—	20.0%	8.0%	8.0%	48.0%	16.0%

子どもの最終進学  
目標が「大学・大学  
院」

中卒のシングルマザー =

20.0%

大学・大学院卒のシングル  
マザー = 87.3%

出所：「平成 23 年度 全国母子世帯等調査の結果」厚生労働省をもとに筆者作成

ある自治体の生活保護廃止世帯（2005 年度）の調査結果

< 開始時の世帯主の学歴（世帯類型別・男女別）（2005 年度，A 自治体） >

		(N)	中卒	高校中退	高卒	短大卒	大卒	不詳
全世帯		482	53.5%	12.0%	30.7%	1.0%	0.8%	1.9%
女性	254	46.5%	12.2%	38.2%	0.4%	0.8%	2.0%	
男性	228	61.4%	11.8%	22.4%	1.8%	0.9%	1.8%	
高齢者世帯		64	57.8%	3.1%	21.9%	3.1%	1.6%	12.5%
女性	35	54.3%	—	25.7%	2.9%	2.9%	14.3%	
男性	29	62.1%	6.9%	17.2%	3.4%	—	10.3%	
母子世帯		123	34.1%	14.6%	50.4%	—	0.8%	—
女性	123	34.1%	14.6%	50.4%	—	0.8%	—	
男性	—	—	—	—	—	—	—	
障害者世帯		16	62.5%	18.8%	18.8%	—	—	—
女性	1	100.0%	—	—	—	—	—	
男性	15	60.0%	20.0%	20.0%	—	—	—	
傷病者世帯		202	60.4%	12.9%	24.8%	0.5%	1.0%	0.5%
女性	57	61.4%	12.3%	26.3%	—	—	—	
男性	145	60.0%	13.1%	24.1%	0.7%	1.4%	0.7%	
その他世帯		77	61.0%	11.7%	24.7%	2.6%	—	—
女性	38	55.3%	15.8%	28.9%	—	—	—	
男性	39	66.7%	7.7%	20.5%	5.1%	—	—	

被保護「母子世帯」

中卒：48.7%

高卒：50.4%

「その他世帯」

中卒：72.7%

高卒：24.7%

出典：湯澤直美・藤原千沙「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50 巻 1 号、2009 年

政府統計では被保護世帯の学歴階層は把握できない

いずれの世帯類型においても、「中学校卒」「高校中退」を合わせた中卒率は高い

子ども期から貧困に晒された人々のライフコースの帰結

～子ども期の教育機会の格差と成人期の生活困難

生活保護統計、社会的養護に関する各種統計において、保護者の学歴階層を可視化する必要

保護者の社会経済階層 / 学歴階層を考慮した支援策の構築

### 3 - 2 就労支援再考 「子育て支援×生活支援×就労支援」の枠組みから

2002年「母子家庭等自立支援対策大綱」の策定（2002年改革）<sup>6</sup>

「所得保障を重視」する政策から「就労による自立を促進」する政策への転換

～日本型ワークフェア政策へ

2002年から12年経過：「就労促進による自立」型政策の検証の必要性

国名	子どもの貧困率	現役世代の子どものいる世帯の貧困率					
		計	ふたり親世帯			ひとり親世帯	
			就労者なし	1人が就労	2人以上が就労	非就労	就労
日本	14.2	12.2	37.8	11.0	9.5	52.5	54.6
ルクセンブルク	13.4	12.2	40.6	17.2	4.9	81.7	47.6
アメリカ	21.6	18.7	84.1	30.6	6.6	91.5	35.8
メキシコ	25.8	22.2	68.7	34.7	11.2	48.2	31.6
エストニア	12.1	21.2	64.0	16.4	5.1	59.1	30.6
イスラエル	26.6	22.5	86.4	37.5	3.6	81.1	29.6
カナダ	15.1	13.0	73.7	27.5	4.9	84.9	29.3
トルコ	23.5	19.3	25.8	20.0	16.1	44.5	28.3
スペイン	17.7	16.2	88.8	29.3	5.2	68.8	26.7
オーストリア	7.9	7.2	31.8	16.0	1.9	57.9	25.9
アイスランド	5.7	..	100.0	19.1	1.9	..	24.7
オランダ	9.7	7.8	64.7	14.6	1.9	57.9	23.8
イタリア	15.3	14.0	79.3	22.5	2.7	87.6	22.8
ハンガリー	7.2	6.4	9.6	6.5	3.1	30.8	21.3
スロベニア	7.2	6.4	63.0	33.6	2.7	77.7	20.8
ポーランド	14.5	12.5	52.2	26.9	4.3	79.0	20.4
韓国	10.3	8.6	37.5	9.5	5.3	23.1	19.7
ベルギー	11.3	9.9	70.0	16.1	0.9	68.3	17.5
スロヴァキア共和国	10.1	8.9	83.6	21.6	2.5	69.0	17.1
オーストラリア	14.0	11.6	68.0	13.5	1.0	74.7	16.8
フランス	9.3	7.4	21.8	10.5	2.3	45.7	16.5
チェコ共和国	8.4	7.2	84.9	7.3	1.9	84.1	15.7
ニュージーランド	12.2	9.6	68.6	9.3	1.0	75.7	14.0
ギリシャ	12.1	11.6	37.3	21.8	5.3	81.5	12.3
ドイツ	8.3	7.6	23.2	3.7	0.6	46.2	11.6
スウェーデン	7.0	6.0	46.0	18.5	1.4	54.5	11.0
アイルランド	11.4	9.7	21.8	9.0	1.2	62.4	10.8
チリ	22.4	12.4	56.8	15.5	2.1	65.1	9.4
フィンランド	5.4	4.7	49.2	13.4	1.4	49.0	8.6
イギリス	12.5	11.2	31.5	9.7	1.4	47.8	6.7
ノルウェー	5.5	4.6	45.4	7.3	0.2	42.5	5.9
デンマーク	3.7	2.9	29.2	7.8	0.6	33.9	5.1
スイス	9.6	8.3	7.0	..	..	29.6	..
ポルトガル	16.7	..	..	..	..	..	..
OECD 平均	12.6	11.1	53.1	17.1	3.7	61.1	21.3

**日本のひとり親の特徴**  
 「非就労のひとり親世帯」52.5%、「就労のひとり親世帯」54.6%  
 就労の有無に関わらず半数以上が貧困線未満

**OECD 平均：**  
 「非就労のひとり親」61.1%と高い貧困率だが「就労するひとり親世帯」では21.3%に低減

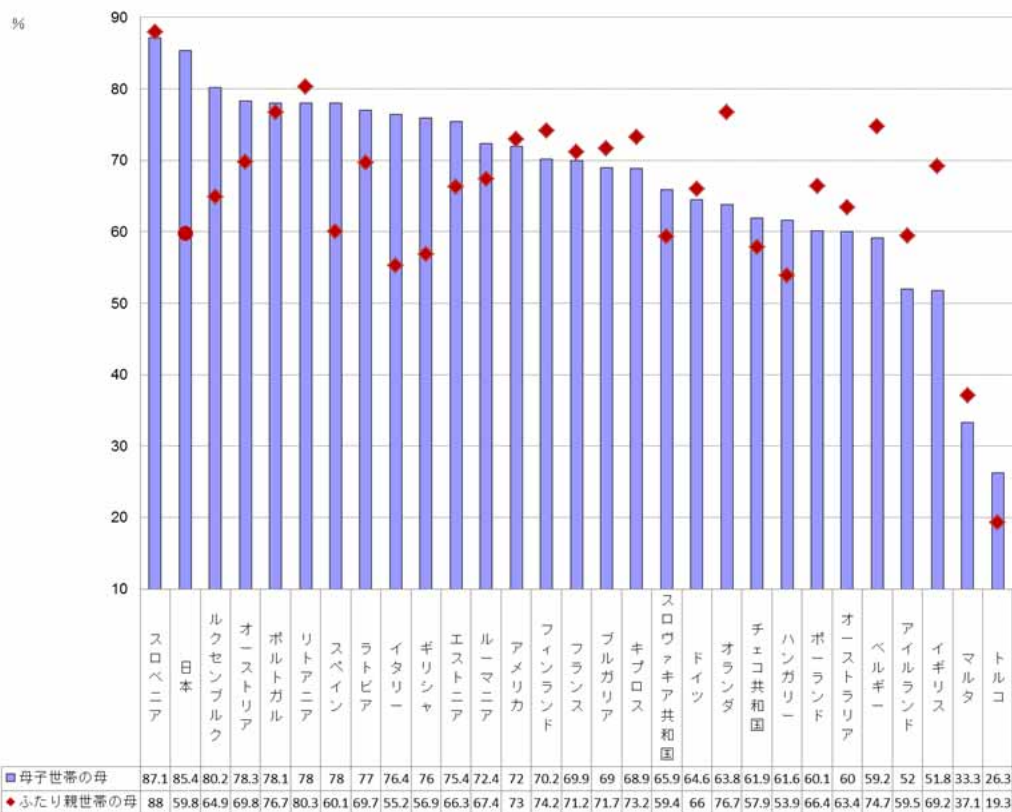
**ふたり親の貧困率からみた日本の特徴：**  
 日本では女性の就労が貧2人目以上の就労が貧困困を殆ど緩和しない

女性の労働問題・貧困問題への着目の必要

Note: \* Data refer to 2006 for Japan; 2007 for Denmark and Hungary; 2009 for Chile.  
 Poverty thresholds are set at 50% of the median equivalised disposable income of the entire population and 2) see notes (1) and (2) for Chart CO2.2.A  
 Source: OECD Income distribution questionnaire, version January 2012  
 出所: <http://www.oecd.org/social/family/oecdfamilydatabase.htm> (2013年4月1日閲覧) をもとに筆

<sup>6</sup>湯澤直美 [2007] 「日本における母子家族政策の展開 福祉と労働の再編」埋橋孝文編『ワークフェア - 排除から包摂へ?』法律文化社を参照。

< 母子世帯の母・ふたり親世帯の母の就業率 > 15 - 64 歳 ( 2008 年 )



1) Year 2007, except 2006 for Australia.  
 2) Footnote by Turkey: The information in this document with reference to " Cyprus " relates to the southern part of the  
 3) Footnote by all the European Union Member States of the OECD and the European Commission: The Republic of Cyprus  
 Sources: Australian Bureau of Statistics; United States Bureau of Labour Statistics; all other EU-countries and Turkey,

出典：湯澤直美「母子世帯の貧困と社会政策」『教育と医学』No727,2014

日本の特徴を踏まえた就労支援策の必要性

OECD 諸国中、最も高いレベルの母子世帯の母の就労率

×

最も高いレベルの貧困率

ワーキング・プア × 女性の貧困

2 人目以降の就労が貧困削減の寄与しない

あるイギリスの研究者へのヒアリング時に言われた言葉 ( 2002 年当時 )

「日本のシングルマザーは 8 割を超える就労率であり、イギリスからみたらすでに日本の政府の政策は就労という点では成功している。それでもなお貧困が解消しないのに、なぜ就労促進へ重点化した政策に転換するのでしょうか」

母子世帯における所得分布・所得変動を把握・可視化する必要性

2002 年改革以降の児童扶養手当制度：5 年一部支給停止措置の導入

では、5 年間で所得が上昇する層はどの程度存在するのか。

母子世帯の内部構成に着目し、所得分布を明らかにするとともに、所得の「上昇移動層」「下降移動層」「固定層」の分布を把握したうえで、それぞれの特性に応じた支援策へ

< A 自治体における児童扶養手当受給資格者の貧困率と

児童扶養手当の貧困削減効果<sup>7)</sup>>

	世帯数	貧困率				貧困削減効果			
		A	B	C	D	E	F	G	H
		推定年 収	推定年 収+養 育費	推定年 収+児 童扶養 手当	推定年 収+児 童均等 型児童 扶養手 当	養育費 の貧困 削減効 果(B- A)	児童扶 養手当 の貧困 削減効 果(C- A)	児童均 等型児 童扶養 手当の 貧困削 減効果 (D-A)	貧困削 減効果 の差(G- F)
全体	2603	78.4%	77.2%	64.7%	57.1%	-1.2	-13.7	-21.3	-7.6
29歳以下	428	87.1%	86.0%	74.3%	71.0%	-1.2	-12.9	-16.1	-3.3
30代	1140	79.7%	78.7%	67.0%	57.9%	-1.1	-12.7	-21.8	-9.1
40代	879	72.4%	71.0%	57.1%	48.5%	-1.4	-15.2	-23.9	-8.6
50代以上	156	78.8%	76.9%	64.7%	62.2%	-1.9	-14.1	-16.7	-2.6
対象児童1人	1556	72.6%	71.3%	58.0%	58.0%	-1.3	-14.7	-14.7	0.0
対象児童2人	797	84.9%	83.6%	70.8%	54.7%	-1.4	-14.2	-30.2	-16.1
対象児童3人以上	250	93.6%	93.6%	87.6%	59.6%	0.0	-6.0	-34.0	-28.0
同居扶養義務者あり	893	73.7%	71.9%	57.3%	52.3%	-1.8	-16.3	-21.4	-5.0
同居扶養義務者なし	1710	80.9%	79.9%	68.6%	59.6%	-0.9	-12.3	-21.2	-8.9
2004-2005年開始	513	90.1%	89.7%	80.9%	70.2%	-0.4	-9.2	-19.9	-10.7
2002-2003年開始	623	80.6%	78.3%	65.8%	58.3%	-2.2	-14.8	-22.3	-7.5
2000-2001年開始	438	79.5%	77.9%	62.3%	52.3%	-1.6	-17.1	-27.2	-10.0
1998-1999年開始	354	70.9%	69.8%	56.8%	51.7%	-1.1	-14.1	-19.2	-5.1
1997年以前開始	675	70.8%	70.1%	57.2%	52.1%	-0.7	-13.6	-18.7	-5.0

調査の知見

A 自治体において児童扶養手当受給資格を得ている母子世帯の所得には偏りが大きい。推定年収が 0 円( 給与所得控除前の年収 651,000 円未満を含む )が全世帯の約 4 割 150 万円未満の世帯が 7 割に上る。

これに対して、300 万円以上は全世帯の 6%とわずか = 低所得層への偏りが顕著。

手当支給の分類別でみると、「全部支給」は当然低所得者に偏り、本人所得を理由とする「全部停止 (9 条)」は高所得者に偏る。

推定年収をもとに貧困率を算出した結果、A 自治体で児童扶養手当の受給資格を得ている母子世帯の貧困率は 8 割近い。

養育費の受取額を加えても貧困率はほとんど低下しない。

児童扶養手当を加えると母子世帯の貧困率は 6 割程度にまで低下し、児童扶養手当の貧困削減効果は高い。しかしながら子どもが 2 人いても月 5000 円しか加算されず、3 人目以降は月 3000 円しか手当が増額しない制度設計から、子どもが 3 人以上いる世帯では児童扶養手当の貧困削減効果は限定的。

また手当支給開始直後や 1 年目は、扶養親族の数が実際よりも少なければ生活実態に比べて厳しい所得制限が適用されるため、手当の支給額が少ない可能性がある。

<sup>7)</sup>A 自治体で 2005 年度に児童扶養手当の現況届を提出した全 2612 人のうち、対象児童の祖父母など「養育者」として受給資格を得ている 9 人を除き、対象児童の「母」として受給資格を得ている 2603 人が主たる分析対象。出典：藤原千沙・湯澤直美・石田浩，2011「母子世帯の所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果：地方自治体の児童扶養手当受給資格者データから」『貧困研究』4

< 児童扶養手当受給資格者：A自治体：所得の変動の態様<sup>8</sup>>

2004年への2002年からの流入：所得階層の移動

固定層	ゼロ固定	62	172	59.5%
	低位固定	82		
	高位固定	28		
下降移動層	低位からゼロ	25	37	12.8%
	高位からゼロ	4		
	高位から低位	8		
上昇移動層	ゼロから低位	35	75	26.0%
	ゼロから高位	9		
	低位から高位	31		
2002年所得記載なし		5	5	1.7%
計		289		100.0%

2004年から2006年への流出：所得階層の移動

固定層	ゼロ固定	51	160	55.4%
	低位固定	61		
	高位固定	48		
下降移動層	低位からゼロ	10	20	6.9%
	高位からゼロ	2		
	高位から低位	8		
上昇移動層	ゼロから低位	22	51	17.6%
	ゼロから高位	5		
	低位から高位	24		
2005-2006年に受給資格喪失		58	58	20.1%
計		289		100.0%

注：2003年台帳（2002年所得）から2007年台帳（2006年所得）までのパネルデータにもとづく5年間の所得変動

#### 調査の知見

児童扶養手当受給資格者の所得は5～6割が固定的。

所得が「ゼロ階層」と所得が比較的高い階層の2つで固定化・再生産の傾向。

「ゼロ階層」での再生産の強さについては2004年から2006年にかけて高まっており、最貧困層から脱出することは、近年、より難しくなっていることを示唆。5年間で充分な所得の上昇が見込まれる層は限られ、所得が下降する比率は「高位階層」からよりも「低位階層」からのほうが高い。



#### 子どもの貧困対策における就労支援策の検討軸

就労支援により正規就労が促進され、安定した労働環境と賃金を得られることは重要ベースとしての最低賃金の引き上げ、正規就労の促進、男女の賃金格差是正、パートの均等待遇 等

現状では、所得上昇が見込まれる層、所得上昇により児童扶養手当を離脱できる層は

<sup>8</sup>分析対象は、A自治体で2005年度に児童扶養手当の現況届を提出した全2612人分のうち、2002年に「母」として児童扶養手当の支給が開始された289人。所得額が0円のグループ（ゼロ階層）、100万円未満のグループ（低位階層）、100万円以上のグループ（高位階層）、という3層に分け、所得水準が固定しているのか、下降もしくは上昇しているのかを検討した。台帳所得の100万円は推定年収では167万667円であり、「高位階層」という表現には違和感もあるが、世帯数の分布状況から「台帳所得に養育費を加えた額」で100万円に達するか否かを基準とした。

出典：湯澤直美・藤原千沙・石田浩「母子世帯の所得変動と職業移動：地方自治体の児童扶養手当受給資格者データから」『社会政策』、2012年



限定的

実際には、子どもと過ごす時間を犠牲にし、時給の高い夜間や祝祭日に働いたり、ダブルワークをしたりなど、当事者の自助努力は沸点に達している。更に、高い教育費負担・住居費負担等が就労邁進（当事者の言葉「就労地獄」）の暮らしへ駆り立てている

「所得保障から就労へ」という政策転換は、日本の現況では「ケアレスパーソンモデル」を前提とした発想

子育て支援を前提（基盤）としていかなる政策パッケージを構想するか：

$$\frac{\text{「社会保障 + 就労」} \times \text{福祉サービス(生活支援)}}{\text{子どもの福祉 / 子育て支援}}$$

所得保障による貧困削減効果をいかに高めることが出来るか、就労支援と同様に検討が必要

例：1) 児童扶養手当の所得審査で適用する「扶養親族等の数」を住民税の課税ベース（前年12月31日現在）と切り離し、現況届提出時（8月1日現在）に実際に扶養している親族数で受給資格を判断し適用

< 児童扶養手当の所得制限限度額 >

扶養親族等の数	受給資格者		同居の扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	19万円以上192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	57万円以上230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	95万円以上268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	133万円以上306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	171万円以上344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	209万円以上382万円未満	426万円未満

2) 児童扶養手当を他の手当と同様、子ども1人あたり均等に支給する方式に変更（第2子以降の加算額を第1子と均等に）

3) 現行の所得制限限度額のうち、同居の扶養義務者の所得制限額を緩やかにし、経済事情により3世代同居を選択するひとり親世帯への配慮

学歴階層に配慮したきめの細かい支援策

例：中卒・高校中退の保護者への学歴取得の支援

通信制高校、単位制高校への進学・修学支援として、保護者の学習のフォローやスクーリング時の保育提供

若年の保護者ほど長期的に不利を緩和する方向へ

子どもの進路保障としての親支援にも

資格取得等に向けた保護者同士の学び合い・支え合いの場の設定

保護者自身の「子ども期～成人期」の態様に応じた支援策

< 母子生活支援施設入所世帯の母親自身の就労状況：成育期の体験別<sup>9</sup>>

成育期の体験	現在の就労状況			
	就労	不就労	不詳	合計
被虐待・DV目撃あり	65 65.7%	33 33.3%	1 1.0%	99 100.0%
被虐待あり	20 76.9%	6 23.1%	0 0.0%	26 100.0%
DV目撃あり	75 67.6%	33 29.7%	3 2.7%	111 100.0%
なし	248 80.3%	60 19.4%	1 .3%	309 100.0%
不詳	52 82.5%	9 14.3%	2 3.2%	63 100.0%
合計	460 75.7%	141 23.2%	7 1.2%	608 100.0%

注：「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究」報告書をもとに作成

子どもの貧困対策として有効な保育所機能の強化のための財源措置

**4．実態把握・実態の社会化／削減目標・政策評価**

**4 - 1 実態把握・実態の社会化**

生活保護世帯における子どもの存在と実態把握

生活保護人員総数のうち6～7人は子ども：「平成22年被保護者全国一斉調査」

全国の被保護人員 = 計 187万 8725人

このうち0歳から19歳以下の子ども = 計 28万 6456人 = 15.2%

5歳以下の子どもが約2割

子どもがどの世帯類型に属しているか

母子世帯 64.5%・その他世帯 = 19.8%・傷病・障害者世帯 = 14.9%

参照：A自治体における被保護世帯の子どもの分布<sup>10</sup>

(N=483, 単位:世帯)

開始時の世帯類型	計	子どもなし	子どもあり	子どもあり		
				18歳未満の子のみ	18歳未満と18歳以上	18歳以上の子のみ
計	483	291	192	160	6	26
高齢者世帯	64	64	0	0	0	0
母子世帯	123	0	123	123	0	0
障害者世帯	16	16	0	0	0	0
傷病者世帯	202	162	40	21	3	16
その他世帯	78	49	29	16	3	10

注)「子ども」とは世帯主あるいは世帯員との続柄であり、「祖母と孫から成る世帯」世帯の孫は18歳未満であるが「子どもなし」に分類している。

<sup>9</sup>「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究」報告書（財団法人こども未来財団、2009年）による調査結果。協力の得られた55施設に調査票を配布し、対象者数1,196人のうち646人より回収（回収率54.0%）。母子生活支援施設利用が直接調査票に回答した結果である。出典：湯澤直美「母子世帯の母／女性をめぐる貧困と暴力の態様と自立支援 母子生活支援施設入所世帯からの考察」『再構 児童福祉』筒井書房、2014

<sup>10</sup>出典：湯澤直美・藤原千沙「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50巻1号、2009年

生活保護人員における子ども比率の高さはもっと認識されるべき

障害・傷病者世帯のみでなく、母子世帯・その他世帯等の保護者／子どもの障害・傷病の可視化も必要

これらのエビデンスをもとに、子ども支援員（例：神奈川県福祉事務所）の福祉事務所への配置と支援方法の構築へ

マクロデータでは把握できない実態、社会的マイノリティに置かれる人々の実状を可視化し、施策へ

○児童養護施設・児童自立援助ホーム等の児童／利用世帯

○障害をもつ児童／世帯

○アイヌ民族：(2014年5月14日 北海道新聞 朝刊全道)

道議会環境生活委員会によるアイヌ民族の生活実態調査(7年ごとに実施)

対象は6880世1万6786人

生活保護の保護率：

66市町村平均33・1%に対し、アイヌ民族は44・8%(前回調査比1・6倍)

大学進学率：平均43・0%に対しアイヌ民族は25・8%(前回調査比21.1ポイント減)など

政府版「子どもの貧困白書」の刊行を

「子どもの貧困」は、関与する領域も広く、施策情報やデータが散逸し、全体像を把握することが困難な問題であるからこそ、必要性は高い。

ホームページや携帯、広報誌等を活用し「利用支援」「相談につなぐ」体制の強化を実施例：「なくそう！子どもの貧困」情報ページ

「子どもの貧困」サポート情報提供ホームページ

TEL 070-6576-3495  
mail@end-childpoverty.jp

ホーム 支援制度を調べる お問い合わせ お問い合わせセンター サイトマップ

このホームページについて

このホームページは、貧困・低所得の状況に置かれた子ども・子育て家庭が活用できる制度／施策について掲載しています。子どもの貧困に関連する諸制度について包括的に掲載することを目的とし、また、当事者にわかりやすい文体・内装で情報を掲載しています。

検索ワードTOP10

子育て補助  
生活保護  
児童手当  
児童養護施設  
児童自立援助ホーム

<http://joho.end-childpoverty.jp/>



## 大阪府の取り組み例

『支援を要する子どもたちの事業活用ハンドブック - 子どもの貧困や生活環境を改善するために』大阪府・2013年3月

### はじめに

厚生労働省が国民生活基礎調査を基に算出した17歳以下の子どもの貧困率が15.7%<sup>\*1</sup>と昭和60年以降最も高い値であると公表されるなど、近年の子どもをめぐる状況については、保護者の所得や、生活環境等、自らの力では避けることができない課題を有する子どもたちの増加が新たな課題として注視されています。

内閣府が策定した「子ども・若者ビジョン」<sup>\*2</sup>においては、子どもの貧困問題への対応が求められているほか、厚生労働省「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書」<sup>\*3</sup>でも、子ども・若者の貧困の連鎖防止についての制度構築に言及されており、生活保護世帯を含む貧困家庭の子どもに対する学習支援や、学校教育段階から教育、精神保健、労働、福祉分野における総合的な取組みの必要性が示されています。

大阪府では、従来から「子ども・未来プラン」(大阪府次世代育成支援行動計画)に基づき、出産前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期の各成長段階に応じたきめ細かい取組を進めることで、子どもを一人の人間として、その最善の利益を追求し、子どもの権利擁護を推進するとともに、すべての子どもが大切にされ、等しく人生や社会生活のスタートラインにつき、自立し、自分らしく主体的に生きていくことができる社会をめざしています。

今般、子ども室において、子どもの貧困の現状の理解につなげるため、困難な生活環境におかれている学童期の子どもたちの学校生活や家庭状況について、大阪府教育委員会及び府内公立小・中学校の協力を得て、教職員をはじめとする関係者のみなさんからいくつかの事例の聴き取りを行いました。その結果、子どもたちの困難な生活環境を改善するためには、子どもたちへの学習支援に加えて、その背景にある家族の変化(離婚等)や保護者の失業などに起因した経済的問題の解決など、家庭や保護者に対する支援を併せて行う必要があることを改めて確認したところで。

「支援を要する子どもたちへの事業活用ハンドブック」は、自らの力では避けることができない困難な生活環境に置かれている子どもたちが、様々な視点の行政サービス(以下、事業)の効果を受用できるように、福祉、労働、教育関係の事業を中心として、その対象を子どもにとらわれず、保護者や家庭支援を目的とした事業も含めて掲載し、総合的なハンドブ

ックとして策定しました。さらに資料編には、事業別に市町村の担当窓口についても掲載するとともに、末尾には参考として聴き取りを行った子どもたちの状況について、その一部を掲載しています。

本ハンドブックを通じて、困難な生活環境に置かれている支援を要する子どもたちが、取り残されることなく、各種事業により支援を受ける契機となり、貧困や生活環境の改善の一助となるよう、保育所や学校をはじめ、広範にわたる関係機関において、参考としていただければ幸いです。

- \*1 平成22年国民生活基礎調査(023.12 厚生労働省)
- \*2 子ども・若者ビジョン(023.22 内閣府 子ども・若者育成支援推進本部)
- \*3 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書(025.125 厚生労働省 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会)

平成25年3月29日  
大阪府福祉部子ども室

#### ～このハンドブックを利用される方へ～

■ このハンドブックには、基本的に大阪府内(政令市・中核市を除く)に居住する方を対象とした事業について記載しています。

※参考として、政令市・中核市の情報も掲載している場合があります。

■ 保育所、幼稚園、小中学校、高等学校の他、市町村相談窓口等、広く関係機関で活用していただくことを想定しています。

■ このハンドブックの「子ども」とは、概ね0歳から30歳までとしています。各事業の対象年齢については、それぞれの要件欄を確認してください。

■ 巻末の「困難な生活環境の中で学ぶ子どもたち」は学校現場の事例です。この事例から子どもの貧困に関わる様々な課題が見えてきますが、それは子どもたちやその家族だけでなく、社会全体の課題です。支援が必要な子どもたちに、きめ細かな対応をしていただけるよう、その周知のために掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

## 啓発・キャンペーンの実施から定着化へ

### 「子どもの貧困対策」強化月間 等

参照：日本社会の課題：深刻な貧困の実態が市民に共有されていない

「貧困な貧困観」(青木紀：2010)

表2 あなたは、もしも人々が以下のような状況にある場合、それを「貧困にある人々」と考えますか

(単位：人、%)

質問項目	対象	はい	いいえ	わからない	無回答	合計
ホームレスとして路上生活をしている	公務員	218 (51.7)	145 (34.4)	57 (13.5)	2 (0.5)	422 (100.0)
	民間企業	185 (42.8)	162 (37.5)	78 (18.1)	7 (1.6)	432 (100.0)
1年以上失業状態で生活している	公務員	145 (34.4)	188 (44.5)	86 (20.4)	3 (0.7)	422 (100.0)
	民間企業	130 (30.1)	221 (51.2)	76 (17.6)	5 (1.2)	432 (100.0)
生活保護で生活している	公務員	131 (31.0)	236 (55.9)	52 (12.3)	3 (0.7)	422 (100.0)
	民間企業	105 (24.3)	252 (58.3)	65 (15.0)	10 (2.3)	432 (100.0)

参照：青木紀「現代日本の「貧困観」に関するアンケート結果報告(2)」

教育福祉研究 = Journal of Education and Social Work, 12: 71-122